

## 附 則

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。  
(この条例に基づき整備が必要な条例等の整備に関する経過措置)
- 2 この条例の施行に伴い整備が必要な条例等は、この条例の施行の日から 3 年を超えない範囲で制定し、施行するものとする。  
(審議会等の委員の公募に関する経過措置)
- 3 この条例の施行の際、現に委員を委嘱している審議会等については、第 27 条第 1 項の規定は、当該審議会等において現に委嘱している委員の任期終了後新たに委嘱する委員から適用する。  
(検討)
- 4 市は、第 14 条の趣旨を踏まえ、合併に伴い設置された地域自治区については、恒常的な検証と調整を行い、設置期間経過後においても市民の意向を把握し、まちづくりを推進するより良い仕組みを構築するために、必要な措置を講ずるものとする。

### 【解説】

附則では条例の本則（本文）に付随する必要事項を規定しています。

第 1 項では、この条例の制定から一定の周知期間を設けるため平成 24 年 10 月 1 日から実際に施行することを定めています。

第 2 項では、この条例内で制定を求めている他の条例については、施行日から 3 年以内（平成 27 年 9 月 30 日）までに制定、施行することを定めています。

第 3 項では、施行日以降に委員を委嘱する審議会等については、第 27 条（審議会等）第 1 項の規定に基づいて、公募委員を一定数以上設けることを規定しています

第 4 項では、合併時から平成 27 年 3 月まで旧町の各地域に設置されていた地域自治区については、第 14 条の趣旨を踏まえ検証と調整を行い、設置期間経過後においてもまちづくりを推進するより良い仕組みを構築するために、必要な措置を講ずることとしています。市では市民による身近な地域のまちづくりに関する取り組みを推進するため、平成 26 年 12 月 18 日に「栃木市地域づくり推進条例」を制定しました。

### 関連条例等

- ・ 栃木市地域づくり推進条例

